



栃木県公報

令和2(2020)年
4月30日(木)
号外
第36号

目次

条 例

○栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定(栃木県条例第29号)

- 1 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について、令和2(2020)年5月1日から令和3(2021)年3月31日までの間、その100分の5に相当する額を減額するため、条例を制定することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和2(2020)年5月1日から施行することとした。
 - (2) 栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例は、廃止することとした。

条 例

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。
令和二年四月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十九号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、令和二年五月一日から令和三年三月三十一日までの間において、栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第四号)第一条の規定にかかわらず、同条に定める議員報酬の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和二年五月一日から施行する。
- 2 栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成二十三年栃木県条例第二十三号)は、廃止する。

(議会事務局)